



国住生第568号  
平成24年9月28日

一般社団法人 日本住宅建設産業協会  
理事長 神山 和郎 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



### 長期優良住宅認定に係る適正な事務の実施について

平素から住宅生産行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、建築士事務所に所属する技術者による長期優良住宅認定通知書等偽造事件が発覚し、別紙のとおり建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第4項の規定に基づき、当該建築士事務所の管理建築士が処分されたことから、平成24年9月6日付けで、当該事案が公表されることとなりました。

長期優良住宅認定に係る適正な事務の実施について、平成24年6月28日国住生第363号により貴団体あてお願いしているところではありますが、貴団体におかれましては、長期優良住宅制度の適正な運用のため、下記の例を参考に長期優良住宅認定に係る適正な事務の実施に遺漏のないよう、貴団体の会員企業に改めて周知いただきますよう、お願いいたします。

### 記

（長期優良住宅制度に係る運用適正化のための取組例）

- ① 設計担当者等が納期を守れなくなると考えたことが不正実施の動機として報告されていることから、業務量に応じた適切な人員配置と業務の進捗管理の徹底
- ② 長期優良住宅に係る認定申請前における着工を避けるため、担当者のほか上司及び責任者による着工前の長期優良住宅に係る認定申請書類等の原本の複層的チェックの実施
- ③ 長期優良住宅に係る認定申請に用いた申請図面と異なる仕様の住宅が施工されることを避けるための対応の実施
  - ・ 長期優良住宅に係る認定申請図面と施工図との照合確認
  - ・ 第三者の現場検査を伴う建設住宅性能評価の顧客への提案等、同制度の積極的な活用の促進

平成24年9月6日 国土交通省公表

平成24年度 一級建築士の懲戒処分について（第2回） 抜粋

17 高橋隆一（登録番号 第257964号）

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

千葉県内の建築物（3物件）について、東京セキスイハイム（株）千葉支店一級建築士事務所（千葉県知事登録第1-0707-6845号）の業務に関し、当該事務所の管理建築士として、当該事務所の業務に係る技術的事項の総括を怠ったため、上記3物件のうち1物件（建築確認（偽造）：平成22年10月）について当該事務所に所属する技術者が作成した虚偽の確認済証により無確認工事が行われ、上記3物件のうち別の1物件（適合証明（偽造）：平成22年7月・平成23年3月）について当該技術者が作成した虚偽の竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）及び虚偽の都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条に基づく開発行為に関する工事の検査済証により住宅融資等が行われ、上記3物件のうち別の1物件（適合証明（偽造）：平成23年5月）について当該技術者が作成した虚偽の竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）により住宅融資が行われた。

18 青木基浩（登録番号 第254508号）

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

千葉県内の建築物（2物件）について、東京セキスイハイム（株）千葉支店一級建築士事務所（千葉県知事登録第1-0707-6845号）の業務に関し、当該事務所の管理建築士として、当該事務所の業務に係る技術的事項の総括を怠ったため、上記2物件のうち1物件（建築確認（偽造）：平成23年7月）について当該事務所に所属する技術者が作成した虚偽の確認済証により無確認工事が行われ、また上記2物件のうち別の1物件（適合証明（偽造）：平成23年10月）について当該技術者が作成した虚偽の竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）により住宅融資が行われた。

※いずれの処分についても、事務所に所属する技術者により物件毎に複数の虚偽の文書作成が行われており、全ての偽造行為について記述されていないが、長期優良住宅認定通知書の偽造も確認されている。